

議会基本条例を真の「自画像」とするために

龍谷大学 土山希美枝 kimiet@policy.ryukoku.ac.jp

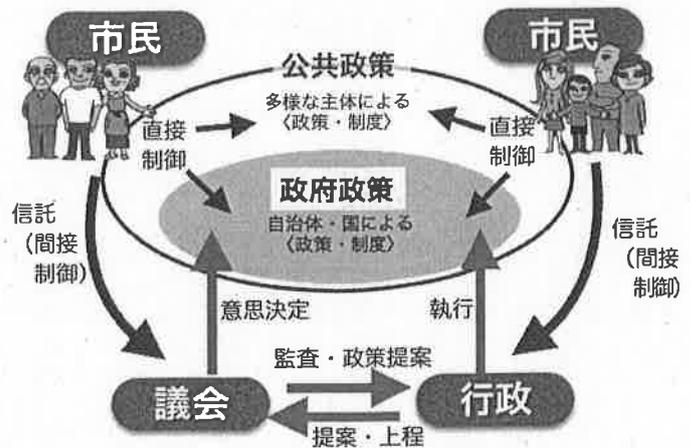
議会基本条例の広がり

- 2006年から10年あまりで724自治体が策定 (2015年末)
 - 自治基本条例は2001年から15年で300ほど
- 自画像としての議会基本条例
 - 実像と理想像



条例で、自治体議会は変わったか？瀬戸市議会は変わるか？

- 変化はなにをめぐしているか
 - 「議論する議会」の回復と、その意思形成過程への市民参加+情報公開
- 変化はなにではかれるか



なんのために変わるのか？

- 「政策立案機能及び行政の監視機能を十分に発揮し、市民にとって最良の意志決定を行うことにより、市民福祉の増進をはかる」 (瀬戸市議会基本条例案)
 - 「市民福祉」の実体→自治体の〈政策・制度〉=最小単位は事業
 - 市民はなにを「負託」しているのか？
 - 自治体の〈政策・制度〉が市民にとって「よい」状態であること
 - 市民にとって「よい」状態とは？→必要不可欠な〈政策・制度〉が整備されている状態/その政策(事業)の効果が高い状態
 - 自治体政策のありかたに責任を持つ「政策主体」
 - その責任はどうやって果たされるのか？

市民と議会で作る改革

- 議会ができること、市民ができること
 - 市民の「鏡」としての政府
 - 市民と議会の関係の「もやい直し」